

奈良地方最低賃金審議会（第512回）

日時 令和7年3月7日（金曜日）

午後1時30分～

場所 奈良労働局 別館会議室

奈良市法蓮町163-1 愛正寺ビル2F

会 議 次 第

1 開会

2 議題

- （1） 奈良県特定最低賃金改正の申出に関する意向表明について
- （2） 令和7年度奈良県特定最低賃金にかかる必要性審議の進め方について
- （3） その他

奈良地方最低賃金審議会 会議資料（第512回）

資料No.	資 料 名
-------	-------

No. 1	特定（産業別）最低賃金の金額改正に関わる意向表明（写）
-------	-----------------------------

No. 2	令和7年度奈良県特定最低賃金にかかる必要性審議の進め方 について（事務局説明資料）
-------	--

No. 3	令和6年度 特定最低賃金改正状況
-------	------------------

- | | |
|---|-------------|
| 1 | 一般機械器具製造業関係 |
| 2 | 電気機械製造業関係 |
| 3 | 自動車小売業関係 |



連合奈良発第 25-42 号

2025 年 2 月 27 日 (木)

奈良労働局長
橋口 忠 様

日本労働組合総連合会
奈良県連合会 (連合奈良)
会 長 水野 一 仁



特定（産業別）最低賃金の金額改正に関わる意向表明

特定（産業別）最低賃金の金額改正について、下記のとおり申し出ることを表明します。

— 記 —

1. 金額改正を申し出る予定の産業別最低賃金の件名

- (1) 奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金
- (2) 奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金
- (3) 奈良県自動車小売業最低賃金

2. 申し出を予定するものが代表する基幹的労働者の範囲

奈良県に於いて、上記 1. の事業を営む使用者に使用される労働者。

3. 申し出予定の内容

上記 1. の最低賃金の金額改正の決定を求める。

なお、最低賃金額は、最低賃金法第 15 条に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申し出の理由等

「奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業」、「奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業」、「奈良県自動車小売業」における賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数の 3 分の 1 以上の合意を得て申し出ることとしている。

5. 申し出の時期

2025 年 7 月末迄に申し出を行う。

以 上

◎令和7年度奈良県特定最低賃金にかかる必要性審議の進め方について（事務局説明資料）

1. 背景

令和6年度の運営小委員会において、労働者側委員から本年度改正の申出があった3業種の特定最低賃金にかかる改正の必要性の審議の進め方について、従来の運営小委員会で一括審議するのではなく、3業種個別にそれぞれの業種の労使代表を含めた場で審議したい旨の提案がなされた。

提案に対しては、3月の本審までに制度及び他局の状況等を事務局で調査することとし、対応は会長に一任されることとなった。

2. 事務取扱手引上可能な進め方

事務取扱手引上、当該産業の労使が参加する形式の必要性審議の方法として2通りの方式が示されている。

① 専門部会による審議（最賃法第25条第1項に基づく専門部会）

特定最低賃金毎に専門部会を設置し、個別に必要性審議を行う

② オブザーバーが参加する運営小委員会による審議

従来の運営小委員会に各産業の労使代表をオブザーバーとして参加。オブザーバーは審議の場において自由に意見を述べられるが、議決には参加できない。

- ・委員会構成：運営小委員会委員各3名＋各産業のオブザーバー
（令和5年度の開催方式がこれに近い）

3. ①専門部会による審議を採用している労働局の状況

〈兵庫労働局の例：令和6年度〉

- ・委員構成：（労・使）本審委員1名＋産業代表委員2名の3名構成
（公益）本審委員1名乃至2名＋応援委員の3名構成
- ・審議日程：網掛けは必要性審議、それ以外は金額審議

塗料	9/3	9/20	9/24		
鉄鋼	8/20	9/10	9/19		
一般機械	9/11	9/27	10/1		金額は全会一致に至らず採決
精密機械	8/21	8/23	9/9	10/1	
電気機械	8/23	9/2	9/27		
輸送機械	8/22	8/28	9/13		
自動車小売	8/27	9/10	9/12		「必要性あり」に至らず

4. 審議日程のイメージ

別紙のとおり

別紙

○令和7年度審議日程イメージ

令和6年度審議日程			令和7年度日程(イメージ)		
	地域別最低賃金	特定最低賃金		①専門部会の場合	②運営小委員会の場合
7月2日 【第1回本審】	・金額 諮問 ・日程決め ・専門部会設置	・日程決め ・運営小委員会設置、 委員選出	7月上旬 【第1回本審】	(令和7年度の必要性審議の進め方を決定)	
	(専門部会委員の推薦公示)				
7月29日 【第2回本審】	・目安報告 ・専門部会委員任命 ・関係労使の意見聴取		7月下旬 【第2回本審】	・日程決め ・必要性 諮問 ・専門部会設置	・日程決め ・運営小委員会設置、 委員選出
	(専門部会で金額審議)				
8月5日 【第3回本審】	・専門部会報告 ・金額 答申	・必要性 諮問	8月5日 【第3回本審】	(専門部会委員の推薦公示)	・必要性 諮問
8月7日 【運営小委員会】		・必要性審議			・必要性審議 (各産業オブザーバー参加 基本1回)
			8月中旬	・必要性審議 (各産業個別に審議 基本計3回)	・運営小委員会報告 ・必要性 答申 【必要性有りの場合】 ・金額 諮問
8月21日 【第4回本審】	・異議申立の審議 ・金額答申	・運営小委員会報告 ・必要性 答申 【必要性有りに至らず】	8月21日 【第4回本審】		(専門部会委員の推薦公示)
			9月 【第5回本審】	・専門部会報告 ・必要性 答申 【必要性有りの場合】 ・金額 諮問	
			9月～10月	・金額審議 (1産業あたり3回程度)	・金額審議 (1産業あたり3回程度)
			10月 【第●回本審】	・専門部会報告 ・金額 答申	・専門部会報告 ・金額 答申
3月21日 【第5回本審】		・申出意向表明	3月 【第●回本審】	・申出意向表明	・申出意向表明

令和6年度 特定最低賃金改正状況

- 1 一般機械器具製造業関係
- 2 電気機械製造業関係
- 3 自動車小売業関係

令和6年度 特定最低賃金 改正状況
(一般機械器具製造業関係)

都道府県	件 名	改正前	改正後	引上額	効力発生日	〔地域別 最低賃金 引上額〕
山形	ポンプ・圧縮機械、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業	961円	1,012円	+51円	R6.12.25	+55円
茨城	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	1,005円	1,055円	+50円	R6.12.31	+52円
栃木	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	1,007円	1,055円	+48円	R6.12.31	+50円
群馬	ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業	1,006円	1,056円	+50円	R6.12.28	+50円
千葉	はん用機械器具、生産用機械器具製造業	922円	922円	—	H30.12.25	+50円
東京	はん用機械器具、生産用機械器具製造業	832円	832円	—	H22.12.31	+50円
神奈川	ボイラ・原動機、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、建設機械・鉱山機械、金属加工機械製造業	857円	857円	—	H25.3.1	+50円
石川	金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業	1,000円	1,040円	+40円	R6.12.31	+51円
福井	繊維機械、金属加工機械製造業	933円	933円	—	R5.12.24	+53円
長野	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、舶用機関製造業	994円	1,043円	+49円	R6.12.12	+50円
静岡	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業	1,028円	1,073円	+45円	R6.12.21	+50円
愛知	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	968円	968円	—	R3.12.16	+50円
三重	一般機械器具製造業	762円	762円	—	H15.12.15	+50円

都道府県	件 名	改正前	改正後	引上額	効力発生日	〔 地域別 最低賃金 引上額 〕
滋賀	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	1,013円	1,060円	+47円	R6.12.31	+50円
京都	ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業、繊維機械製造業、生活関連産業用機械製造業、基礎素材産業用機械製造業、金属加工機械製造業、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、建設機械・鉱山機械製造業	822円	822円	—	H20.12.21	+50円
大阪	はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	1,070円	1,127円	+57円	R6.12.1	+50円
兵庫	はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業	1,035円	1,087円	+52円	R6.12.1	+51円
奈良	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	905円	905円	—	R3.12.29	+50円
島根	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	1,010円	1,068円	+58円	R6.12.5	+58円
岡山	空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、冷凍機・温湿調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫製機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、真空装置・真空機器、他に分類されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業	1,005円	1,054円	+49円	R7.1.9	+50円
広島	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	1,020円	1,070円	+50円	R6.12.31	+50円
徳島	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	1,020円	1,070円	+50円	R6.12.21	+84円
香川	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	1,040円	1,092円	+52円	R6.12.15	+52円
愛媛	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	997円	1,049円	+52円	R6.12.25	+59円
佐賀	ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、農業用機械、建設機械・鉱山機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、金属加工機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、その他の生産用機械・同部分品製造業	974円	1,010円	+36円	R6.12.20	+56円
長崎	はん用機械器具、生産用機械器具製造業	875円	875円	—	R1.12.7	+55円

（注） 千葉、東京、神奈川、福井、愛知、三重、京都、奈良、長崎については、特定最低賃金「一般機械器具製造業関係」が地域別（都道府県）最低賃金を下回っているので、地域別（都道府県）最低賃金額が適用される。

令和6年度 特定最低賃金 改正状況
(電気機械製造業関係)

都道府県	件 名	改正前	改正後	引上額	効力発生日	地域別 最低賃金 引上額
北海道	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	997円	1,049円	+52円	R6.12.1	+50円
青森	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	927円	968円	+41円	R6.12.21	+55円
岩手	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	917円	975円	+58円	R7.1.22	+59円
宮城	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	959円	1,012円	+53円	R6.12.15	+50円
秋田	電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業	930円	958円	+28円	R6.12.25	+54円
山形	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	945円	996円	+51円	R6.12.25	+55円
福島	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	880円	880円	—	R4.12.30	+55円
茨城	計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業	1,002円	1,052円	+50円	R6.12.31	+52円
栃木	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,008円	1,056円	+48円	R6.12.31	+50円
群馬	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,006円	1,056円	+50円	R6.12.28	+50円
埼玉	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,055円	1,105円	+50円	R6.12.1	+50円
千葉	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,055円	1,105円	+50円	R6.12.25	+50円
東京	業務用機械器具、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業	829円	829円	—	H22.12.31	+50円
神奈川	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	890円	890円	—	H27.3.1	+50円
新潟	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,005円	1,005円	—	R5.12.27	+54円
富山	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	951円	1,002円	+51円	R6.12.26	+50円
石川	電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業	963円	1,008円	+45円	R6.12.31	+51円
福井	電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電子応用装置、通信機械器具・同関連機械器具、映像・音響機械器具製造業	857円	857円	—	R1.12.24	+53円
山梨	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	997円	1,047円	+50円	R6.12.27	+50円
長野	計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業	983円	1,032円	+49円	R7.1.1	+50円
岐阜	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	965円	965円	—	R5.12.21	+51円

都道府県	件 名	改正後	改正後	引上額	効力発生日	（地域別 最低賃金 引上額）
静岡	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	997円	1,042円	+45円	R6.12.21	+50円
愛知	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	901円	901円	—	H30.12.16	+50円
三重	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	987円	1,031円	+44円	R6.12.21	+50円
滋賀	計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,003円	1,050円	+47円	R6.12.31	+50円
京都	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,025円	1,074円	+49円	R7.1.19	+50円
大阪	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,068円	1,127円	+59円	R6.12.1	+50円
兵庫	電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業	1,002円	1,053円	+51円	R6.12.1	+51円
奈良	電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業	891円	891円	—	R3.12.29	+50円
鳥取	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	906円	963円	+57円	R6.12.19	+57円
島根	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	929円	987円	+58円	R6.12.27	+58円
岡山	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	974円	1,025円	+51円	R6.12.25	+50円
広島	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	995円	1,045円	+50円	R6.12.31	+50円
山口	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	986円	1,032円	+46円	R6.12.15	+51円
徳島	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	983円	1,038円	+55円	R6.12.21	+84円
香川	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	982円	1,030円	+48円	R6.12.15	+52円
愛媛	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	987円	1,038円	+51円	R6.12.25	+59円
高知	電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業	793円	793円	—	R1.12.29	+55円
福岡	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,019円	1,071円	+52円	R6.12.10	+51円
佐賀	発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電球・電気照明器具、電池、その他の電気機械器具、通信機械器具・同関連機械器具、電子計算機・同附属装置、電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	943円	996円	+53円	R6.12.29	+56円
長崎	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	864円	864円	—	R3.12.29	+55円
熊本	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	940円	996円	+56円	R6.12.15	+54円
大分	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	941円	996円	+55円	R6.12.25	+55円
宮崎	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	831円	831円	—	R3.12.24	+55円
鹿児島	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	842円	842円	—	R3.12.17	+56円

（注）福島、東京、神奈川、新潟、福井、岐阜、愛知、奈良、高知、長崎、宮崎、鹿児島については、特定最低賃金「電気機械製造業関係」が地域別（都道府県）最低賃金を下回っているため、地域別（都道府県）最低賃金額が適用される。

令和6年度 特定最低賃金 改正状況
(自動車小売業関係)

都道府県	件 名	改正前	改正後	引上額	効力発生日	地域別 最低賃金 引上額
青森	自動車小売業	923円	963円	+40円	R6.12.21	+55円
岩手	自動車小売業	945円	1,004円	+59円	R7.1.22	+59円
宮城	自動車小売業	986円	1,036円	+50円	R6.12.15	+50円
秋田	自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業	938円	980円	+42円	R6.12.25	+54円
福島	自動車小売業	960円	1,020円	+60円	R6.12.29	+55円
埼玉	自動車小売業	1,060円	1,089円	+29円	R6.12.1	+50円
千葉	自動車(新車)小売業	922円	922円	—	H30.12.25	+50円
神奈川	自動車小売業	842円	842円	—	H23.12.21	+50円
新潟	自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業	997円	1,015円	+18円	R6.12.8	+54円
富山	自動車(新車)小売業	769円	769円	—	H23.1.20	+50円
愛知	自動車(新車)、自動車部分品・付属品小売業	800円	800円	—	H19.12.16	+50円
	自動車(新車)小売業	943円	943円	—	R2.12.16	
京都	自動車(新車)小売業	939円	939円	—	R4.1.26	+50円
大阪	自動車小売業	993円	993円	—	R3.12.1	+50円
兵庫	自動車小売業	963円	963円	—	R4.12.1	+51円
奈良	自動車小売業	892円	892円	—	R3.12.29	+50円
島根	自動車(新車)小売業	960円	1,000円	+40円	R6.12.5	+58円
広島	自動車小売業	993円	1,038円	+45円	R7.2.21	+50円
福岡	自動車(新車)小売業	1,028円	1,066円	+38円	R6.12.10	+51円
大分	自動車(新車)小売業	942円	991円	+49円	R6.12.25	+55円
宮崎	自動車(新車)小売業	927円	927円	—	R5.12.20	+55円
鹿児島	自動車(新車)小売業	945円	986円	+41円	R6.12.21	+56円
沖縄	自動車(新車)小売業	770円	770円	—	H30.11.18	+56円

(注) 千葉、神奈川、富山、愛知、京都、大阪、兵庫、奈良、宮崎、沖縄については、特定最低賃金「自動車小売業関係」が地域別(都道府県)最低賃金を下回っているため、地域別(都道府県)最低賃金額が適用される。